仕 様 書

1 事業名

無形文化財·選定保存技術伝承·活用事業

2 目的

無形文化財・選定保存技術を一般県民に広く周知し、理解を深めてもらうために、映像と写真による記録を行い、芸術家村での展示及び教育素材、郷土学習の教材等に活用し、併せて技術の継承・普及を図る。また、撮影した全ての映像及び写真は整理を行い、アーカイブとして保存する。

3 事業概要及び成果品

- ①平成29年度は、以下の3件について、映像(本人インタビュー含む)と写真を記録し、広報番組(30秒及び約3分)を編集する。
 - ・能楽大鼓(革)製作・・・木村幸彦(国選定保存技術)
 - ・烏梅製造・・・・中西喜久(同上)
 - ・奈良晒の紡織技術 ・・・奈良晒技術保存会(県指定無形文化財)
- ②映像撮影は各7日以上、写真撮影は各4日以上であること。
- ③メインカメラは必ず業務用カメラを使用し、映像の画質はハイビジョンデジタルデータ1920×1080以上で収録すること。
- ④撮影前の準備として、撮影者(ディレクター等)・撮影対象・文化財保存課による工程 確認のための打合せを行うこと。
- ⑤撮影計画を立て、スケジュール管理、シナリオを作成すること。
- ⑥適時、撮影対象に関する資料(報告書・研究書・映像)の収集、取材調査を行い、撮 影・編集に取り入れること。
- ⑦映像は、テロップ(字幕スーパー)付きの30秒及び約3分の広報用映像に編集の後、DVDオーサリングをして、DVD1枚(日本語テロップ版)を成果物として納品する。
- ⑧撮影した全ての映像と写真は簡単な整理(日付・時間・場面名等)の後、デジタルデータは元データ及び県が指定した形式(例えば映像ならMPEG4形式等)に変換したデータを記録保存用デジタルデータとしてポータブルハードディスクに収録して納品する。
- ⑨監修は奈良県教育委員会事務局文化財保存課とすること。
- ※なお、映像は平成32年度にナレーション、テロップ入りの約30分の普及用映像として編集予定。

4 著作権等

受託者は、成果物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)等を成果物の引渡し時に奈良県に無償で譲渡すること。